

事業請負申込書

次のとおり届けます。

当社は、消費税および地方消費税にかかる

☐ 課税事業者です。

☐ 免税事業者です。

令和 年 月 日

大阪市契約担当者

大阪市福祉局長 向井 順子 様

住 所 又 は
事 務 所 所 在 地

商 号 又 は 名 称

氏名又は代表者氏名

印

下記について関係法令・貴市関係規定を守り別紙仕様書等ならびに裏面に記載の通知事項を確認のうえ次の金額で申込みます。

見積金額	十億		百万		千		円
------	----	--	----	--	---	--	---

記

案 件 番 号	0 7 0 0 8 9 2
事 業 名 称	令和7年度障がい福祉サービス事業者等集団指導資料動画作成業務委託
履 行 期 限	令和7年8月22日まで
履 行 場 所	本市指定場所

受付印

**「令和 7 年度障がい福祉サービス事業者等集団指導資料動画作成業務委託」
事業請負契約の比較見積にあたっての通知事項**

1. 事業請負申込書提出期限：令和 7 年 6 月 19 日(木) 午後 3 時 0 0 分

事業請負申込書提出場所：大阪市役所 本庁舎（2 階）

福祉局総務部経理・企画課（経理・調達グループ）

2. 事業請負申込書の見積条項

- ① 事業請負申込書は、その提出した申込書の書換、引換または撤回することができない。
- ② 金額欄には、¥マークを頭に付け、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか
免税事業者であるか、また本事業が課税事業か非課税事業かに関わらず、見積もった
契約希望金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を記入してください。
- ③ 契約締結にあつては、落札金額×1. 1 0 でさせていただきます。ただし、1. 1 0
をかけた時点で、1 円未満の端数が出る場合は切捨てさせていただきます。
- ④ 大阪市契約規則第 28 条第 1 項各号の 1 に該当する見積は無効とします。
- ⑤ 個人は本人、法人は代表者またはそれぞれの委任状を提出し、確認を受けた代理人が
記名押印してください。

3. その他

契約条項は、福祉局障がい者施策部運営指導課（指導グループ）で示します。

4. 本件に関するお問い合わせ

(1)	比較見積の 手続き等に関する事項	福祉局総務部経理・企画課（経理・調達グループ） 丑田 TEL 6208-9916
(2)	仕様書に関する事項	福祉局障がい者施策部運営指導課（指導グループ） 太田・村上 TEL 6241-6528 (音声ガイダンスのあと①番をプッシュ)

誓 約 書

私は、大阪市が大阪市暴力団排除条例（以下「条例」という。）及び大阪市暴力団排除条例施行規則（以下「規則」という。）に基づき、公共工事その他の市の事務事業により暴力団を利用することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次の事項を誓約します。

1	条例第2条第2号又は規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。
2	条例第2条第2号又は規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪市から役員の氏名その他必要な事項の報告を求められたときは、速やかに書面等（役員名簿等）により提出します。
3	本誓約書その他の提出した書面等が、大阪市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
4	私が条例第2条第2号又は規則第3条各号に掲げる者に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合には、大阪市が条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪市電子調達システム等において、その旨を公表することに同意します。
5	私が条例第7条第1号に規定する下請負人を使用する場合は、これら下請負人から誓約書を徴収し、当該誓約書を大阪市に提出します。
6	私が使用する条例第7条第2号に規定する者について、大阪市からこれらの者の誓約書の提出を求められたときは、当該誓約書を徴収し、大阪市に提出します。
7	私が使用する条例第7条各号に規定する下請負人等が、条例第2条第2号又は規則第3条各号に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明し、大阪市から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

案件名称：令和7年度障がい福祉サービス事業者等集団指導資料動画作成業務委託

大阪市契約担当者 様

年 月 日

所 在 地

（フリガナ）

商号又は名称

（フリガナ）

代表者の氏名

代表者の生年月日

年 月 日生

受 任 者 名

○大阪市暴力団排除条例（抜粋）

（公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除に関する措置）

第8条 市長は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと
 - (2) 入札の参加者の資格を有する者（以下「有資格者」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該有資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと
 - (3) 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること
 - (4) 公共工事等に係る入札の参加者の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者であって、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置
 - (5) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約の相手方としないこと
 - (6) 公共工事等及び売払い等の契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該公共工事等及び売払い等の契約を解除すること
 - (7) 公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、契約相手方との当該公共工事等の契約を解除すること
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置
- 2 市長は、前項各号（第3号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、契約相手方及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。
- 3 市長は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

○大阪市暴力団排除条例施行規則（抜粋）

（暴力団密接関係者）

第3条 条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの
 - ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
 - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
 - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
 - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者